

## 平成23年度第10回役員会 議事要旨

**日時** 平成24年3月15日（木）15時50分～16時15分  
**場所** 学長室  
**出席者** 山本学長，和田理事，大矢理事，中村理事  
**欠席者** なし  
**陪席者** 奥田副学長，安田事務局長，石橋監事

議事に先立ち，山本学長から，協議事項「役員の報酬及び職員の給与の支給基準について」を追加する旨，説明がなされた。

続いて，事前に配付している前回（2月20日）開催の平成23年度第9回役員会の議事要旨の確認が行われた。

### 議 案

#### 1. 平成24年度小樽商科大学予算（案）について

山本学長から，平成24年度小樽商科大学予算（案）について，審議資料1に基づき，提案がなされた。

審議の結果，原案どおり，議決された。

#### 2. 国立大学法人小樽商科大学平成24年度年度計画（案）について

山本学長から，国立大学法人小樽商科大学平成24年度年度計画（案）について，審議資料2に基づき，提案がなされた。

審議の結果，原案どおり議決された。議決後，山本学長より，文部科学大臣への提出は3月末日を予定しているが，提出までに文言の整理等，一部修正がある可能性はあるが，些少な修正については，一任願いたい旨，提案がなされ，承認された。

#### 3. 遊休資産等の適正な管理又は処分の方針（案）について

山本学長から，遊休資産等の適正な管理又は処分の方針（案）について，審議資料3に基づき，提案がなされた。

審議の結果，原案どおり，議決された。

#### 4. 宿泊施設「緑が丘荘」の使用に関する要項の一部改正（案）について

山本学長から，宿泊施設「緑が丘荘」の使用に関する要項の一部改正（案）について，審議資料4に基づき，提案がなされた。

審議の結果，原案どおり，議決された。

議決後，山本学長から，宿泊施設「緑が丘荘」の使用に関する要項の一部改正については，平成24年4月1日付けで施行する旨，説明がなされた。

#### 5. 国立大学法人小樽商科大学職員災害補償法定外給付規程の制定について

山本学長から，国立大学法人小樽商科大学職員災害補償法定外給付規程（案）について，審議資料5に基づき，提案がなされた。

審議の結果，原案どおり，議決された。

議決後、山本学長から、国立大学法人小樽商科大学職員災害補償法定については、平成24年4月1日付けで制定し、施行する旨、説明がなされた。

## 協 議 事 項

### 1. 役員の報酬及び職員の給与の支給基準について

山本学長から、役員の報酬及び職員の給与の支給基準について、提案がなされた。

引き続き、役員の報酬及び職員の給与の支給基準の内容について、総務課長から、協議資料1に基づき、説明がなされた。

続いて、審議が行われ、原案どおり、役員の報酬及び職員の給与の支給基準の検討を行うという方針が承認された。

承認後、山本学長から、本件については、本学の教職員の就業規則に関することであるため、過半数代表者への説明・意見聴取を行い、4月上旬から中旬位を目処に臨時的に経営協議会を開催し、審議する予定である旨、説明がなされた。

なお、本件について、経営協議会で承認された場合には、4月23日（月）に開催される予定の役員会で議決する予定である旨、補足説明がなされた

## 報 告 事 項

### 1. 平成23年度予算留保額の有効活用について

山本学長から、平成23年度予算留保額の有効活用について、報告資料1に基づき、報告が行われた。

### 2. 平成24年度国立大学法人総合損害保険の加入について

山本学長から、平成24年度国立大学法人総合損害保険の加入について、報告資料2に基づき、報告が行われた。

### 3. その他

山本学長から、次回の役員会については、4月23日（月）14時に開催する予定である旨、発言があった。

引き続き、役員懇談会が行われた。

以 上